

(様式①)

事業計画書目次

[健康福祉局]

7款 2項 3目

(単位：千円)

計画書頁	事業名	31年度		30年度		増△減(31-30)		38の施策	新規・拡充
		総額	一財+市債	総額	一財+市債	総額	一財+市債		
1	特別障害者手当等給付事業	1,088,908	271,887	1,088,638	271,745	270	142		
2	在日外国人障害者等福祉給付金支給事業	5,742	3,234	5,742	3,234	0	0		
3	障害者手当等事務費	31,076	31,076	35,612	35,612	△ 4,536	△ 4,536		
	計	1,125,726	306,197	1,129,992	310,591	△ 4,266	△ 4,394		

(様式②-1) 平成31年度事業計画書 (局・統括本部)

[健康福祉局 障害福祉課]

事業名
7款 2項 3目 特別障害者手当等給付事業

特記事項
中期計画-38の政策
中期計画-行政運営
中期計画-財政運営
新規・拡充

中期計画-38の政策	
政策番号	主な施策番号

平成30年度 事業評価書 番号	7-2-3 1
平成30年度 事業評価書 番号	

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				一般財源等	
		国	県		その他	市債	一般財源
31年度	1,088,908	815,654			1,367	0	271,887
補助事業							0
単独事業		補助率 %					0
30年度	1,088,638	815,233			1,660		271,745
増△減	270	421	0	0	△293	0	142

歳出	27年度	28年度	29年度
予算 事業費	1,065,272	1,076,345	1,092,500
市債+一般財源	265,975	268,780	272,669
決算 事業費	1,057,779	1,060,947	1,054,393
市債+一般財源	225,156	269,074	266,068

歳出	32年度	33年度
予算 事業費	1,084,466	1,080,602
市債+一般財源	272,073	271,112

方針に関する決裁種別()
有 () (無)

【事業の概要及び31年度実施内容】

在宅の重度及び最重度障害児者に、その障害から生じる負担の軽減を図るため手当を支給します。

手当名	対象者	手当額
特別障害者手当	日常生活において常時特別の介護を必要とする20歳以上の在宅重度障害者(身障手帳1、2級または知的障害A1程度の障害が重複している者)	月額 26,940 円
障害児福祉手当	日常生活において常時の介護を必要とする20歳未満の在宅重度障害児(身障手帳1級及び2級の一部、療育手帳A1程度の障害を有する児童)	月額 14,650 円
経過的福祉手当	20歳以上の旧福祉手当受給者で、次の年金等を受給していない者 ○障害基礎年金、特別障害者手当、特別障害給付金の受給者	月額 14,650 円

【実績の推移・今後見込み】

各手当受給見込件数×手当額

(件)

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度見込	31年度予算	
特別障害者手当	26,908	27,386	27,454	27,865	28,890	29,150 件	785,301,000 円
障害児福祉手当	21,986	21,596	20,817	20,112	20,470	19,754 件	289,396,100 円
経過的福祉手当	1,773	1,541	1,358	1,258	1,073	970 件	14,210,500 円
						手当額計	1,088,907,600 円

【所得制限】

控除後の所得金額 (平成14年8月1日改正)

(単位：千円)

	扶養親族の数					
	0人	1人	2人	3人	4人	5人
本人	3,604	3,984	4,364	4,744	5,124	5,504
配偶者及び扶養義務者	6,287	6,536	6,749	6,962	7,175	7,388

【事業開始年度】

昭和61年度

【根拠法令】

特別児童扶養手当等の支給に関する法律第17条及び第26条の2

【根拠とするデータ等】

これまでの実績を根拠とした事業計画のため、その他の根拠データはありません。

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	生活支援係
	佐藤 祐子	石川 裕	山口 高明

(健康福祉局)

(様式②-1) 平成31年度事業計画書 (局・統括本部)

[健康福祉局 障害福祉課]

事業名
7款 2項 3目 在日外国人障害者等福祉給付金支給事業

特記事項
中期計画-38の政策
中期計画-行政運営
中期計画-財政運営
新規・拡充

中期計画-38の政策	
政策番号	主な施策番号

平成30年度 事業評価書 番号	7-2-3 2
平成30年度 事業評価書 番号	

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳					一般財源等	
		国	県				市債	一般財源
31年度	5,742	0	2,508					3,234
補助事業 単独事業		補助率	%					
30年度	5,742		2,508					3,234
増△減	0	0	0	0	0	0	0	0

歳出	27年度	28年度	29年度
予算 事業費	6,588	6,210	5,454
算 市債+一般財源	3,756	3,534	3,090
決算 事業費	5,037	4,843	4,821
算 市債+一般財源	5,037	4,548	4,821

歳出	32年度	33年度
予算 事業費	5,742	5,742
算 市債+一般財源	3,234	3,234

方針に関する決裁種別()
有 () ・ 無 ()

【事業の概要及び31年度実施内容】

給付対象	①基準日に20歳に達しており、かつ障害者であった在日外国人 ②基準日に35歳に達しており、同日から昭和61年3月31日までに障害者となった在日外国人 ③昭和36年4月1日から昭和61年3月31日までの海外在住中に障害者となった日本人 ※基準日：国民年金法から国籍要件が撤廃された昭和57年1月1日
障害程度	重度：身障手帳1・2級、知的障害重度（療育手帳A1、A2）、精神障害重度（障害者保健福祉手帳1級） 中度：身障手帳3級、知的障害中度（療育手帳B1、B2）、精神障害中度（障害者保健福祉手帳2級）
支給制限	生活保護または公的年金受給中は支給停止 障害基礎年金の所得制限を超える場合はその年の9月から翌年8月まで支給停止 同様の趣旨で支給される手当、給付金等受給中は支給停止 養護老人ホームまたは特別養護老人ホームに入所中は支給停止
支給方法	年4回（6月、9月、12月、3月） 支給月の前3月分を口座振込で支給
支給金額	重度：43,500円/月 中度：31,500円/月

【実績の推移・今後見込み】

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
重度	7	8	10	10	10	11
中度	4	2	0	1	1	0
計	11	10	10	11	11	11

26～29年度は決算件数30年度は現在数31年度は見込数。

【事業費の内訳】

	31年度	30年度	差引	説明
重度	5,742	5,742	0	@43,500×12月×11人
中度	0	0	0	@31,500×12月×0人
計	5,742	5,742	0	

【事業開始年度】

平成7年4月

【根拠法令】

横浜市在日外国人高齢者・障害者等福祉給付金支給要綱

【根拠とするデータ等】

これまでの実績を根拠とした事業計画のため、その他の根拠データはありません。

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	生活支援係
	佐藤 祐子	石川 裕	田辺 里子

(健康福祉局 -)

(様式②-1) 平成31年度事業計画書 (局・統括本部)

[健康福祉局 障害福祉課]

事業名	
7款 2項 3目	障害者手当等事務費

特記事項	
中期計画-38の政策	
中期計画-行政運営	
中期計画-財政運営	
新規・拡充	

中期計画-38の政	
政策番号	主な施策番号

平成30年度 事業評価書 番号	7-2-3 3
平成30年度 事業評価書 番号	

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				一般財源等	
		国	県			市債	一般財源
31年度	31,076	0				0	31,076
補助事業 単独事業		補助率 %					0
30年度	35,612	0					35,612
増△減	△ 4,536	0	0	0	0	0	△ 4,536

歳出		27年度	28年度	29年度
予算	事業費	35,773	35,773	54,949
	市債+一般財源	35,773	35,773	42,058
決算	事業費	14,993	28,129	51,963
	市債+一般財源	14,993	28,129	51,963

歳出		32年度	33年度
予算	事業費	35,612	35,612
	市債+一般財源	35,612	35,612

方針に関する決裁 種別() 有() (無)

【事業の概要及び31年度実施内容】
(説明)

各手当の支給に係る事務費

(各手当の内容・開始年度・根拠法令等)

手当名	特別障害者手当 障害児福祉手当 経過的福祉手当	神奈川県在宅重度障害者等手当		在日外国人障害者等福祉給付金 支給事業	
対象者	要件に該当する 障害児・者	要件に該当する 障害児・者		要件に該当する 障害者	
支給方法	特別障害者手当 月額 26,940 円 障害児福祉手当 14,650 円 経過的福祉手当 14,650 円	年額 60,000 円 ※平成22年度から制度改正		重度 月額 43,500 円 中度 月額 31,500 円	
支給期間	年4回 受給者本人口座振込	年1回 受給者希望口座振込		年4回 受給者本人口座振込	
事業開始	昭和61年度	昭和48年度		平成7年度	
根拠法令等	特別児童扶養手当等の 支給に関する法律	神奈川県在宅重度障害者等手当 支給条例・同施行規則		横浜市在日外国人高齢者・ 障害者等福祉給付金支給要綱	

【事業費の内訳】

手当等	31年度	30年度	差引	説明
特別障害者手当等	606	606	0	医師謝金等 ※※システム改修費
在宅心身障害者手当 (神奈川県在宅重度 障害者手当)	0	0	0	通信運搬費等 ※※システム改修費
外国人福祉給付金	6	6	0	扶助費(過年度分追加支給) 現況届、振込通知送付
計	31,076	35,612	△ 4,536	

※ 神奈川県在宅重度障害者等手当については、平成22年度からの支給対象者を「極めて重度の障害者」

(横浜市進達対象：約5,000人)とし、年額60,000円支給するよう条例改正(平成21年7月17日条例第64号)を行った。

※※ 福祉保健システムの設計不備による問題点の修正や各事業の制度変更に対応するための改修を行う。

【根拠とするデータ等】

これまでの実績を根拠とした事業計画のため、その他の根拠データはありません。

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	生活支援 係
	佐藤 祐子	石川 裕	山口 高明

(健康福祉局)